

公布された条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務の対象の追加
- (1) 都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務のうち、奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものの対象に、公立大学法人立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等を追加することとした。
- (2) 都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務のうち、高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものの対象に、高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立大学法人立の高等学校等で学び直す者を追加することとした。
- 2 都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務の削除
住民基本台帳法に規定する条例で定める事務のうち、奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 附属機関の設置
- (1) 奈良県中小企業会館等活用検討委員会を設置し、奈良県中小企業会館等の活用に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。
- (2) 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館事業者選定委員会を設置し、平城宮跡歴史公園歴史体験学習館に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査

に関する事務を担当させることとした。

- (3) 平城宮跡歴史公園南側地区事業者選定委員会を設置し、平城宮跡歴史公園南側地区に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) なら歴史芸術文化村構想等検討委員会
- (2) なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会

- 3 奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会の名称等の変更
知事の附属機関である奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会の名称を「奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会」に、担任する事項を安心して暮らせる地域公共交通確保事業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務から公共交通基本計画推進支援事業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務に変更することとした。

4 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員 七、二一〇人 ↓ 七、二六六人

- 2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校 一、九一六人 ↓ 一、八五一一人

特別支援学校 一、〇三六人 ↓ 一、〇二五一人

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。

◇職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育休休業及び部分休業をすることができる職員追加
任命権者を同じくする職に引き続き在籍した期間が一年未満である非常勤職員を、育休休業及び部分休業をすることができる職員に追加することとした。
- 2 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等
 - (1) 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育休休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育休休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととした。
 - (2) 任命権者は、職員が(1)による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこととした。
- 3 勤務環境の整備に関する措置
任命権者は、育休休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。
 - ア 職員に対する育休休業に係る研修の実施
 - イ 育休休業に関する相談体制の整備
 - ウ その他育休休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- 4 施行期日
令和四年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

- 第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
 - 1 諸手当の改定
義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給対象職員に、副校長を追加することとした。
 - 2 給料表の改定
教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用職員に、副校長を追加すること

した。

3 等級別基準職務表の改定

教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)に定める職務の級の三級の基準となる職務に、副校長の職務を追加することとした。

第二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

1 定義の変更

条例に規定する教育職員に、副校長を追加することとした。

2 教職調整額の支給対象教育職員の変更

教職調整額の支給対象とならない教育職員に、副校長を追加することとした。

第三 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から令和三年四月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一

日から令和五年三月三十一日まで

2 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 行政書士試験手数料の改定

イ 電気工事士免状書換え手数料の改定

ウ 液化石油ガス販売事業者の認定手数料等の改定

エ 高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の改定

オ 畜舎建築利用計画認定申請手数料等の新設

カ 宅地建物取引士資格試験手数料の改定

(2) 奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例の一部改正関係

奈良県景観・環境総合センターにおける水質検査に係る大腸菌数検査手数料の新設等

(3) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係

防災拠点自動車駐車場に設ける工作物又は施設で、災害応急対策の確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものに係る道路占用料の新設

(4) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係

ア 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料の改定

イ 運転技能検査手数料等の新設

ウ 高齢者講習手数料等の改定

エ チャレンジ講習手数料等の廃止

2 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

1の(4)のイからエまで 令和四年五月十三日

1の(1)のイ 令和四年十月一日

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

1 知事が個人番号を利用することができる事務の対象の追加

(1) 知事が個人番号を利用することができる事務のうち、奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものの対象に、公立大学法人立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等を追加することとした。

(2) 知事が個人番号を利用することができる事務のうち、高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものの対象に、高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立大学法人立の高等学校等で学び直す者を追加することとした。

2 知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務の削除
 知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務のうち、奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。

3 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務の対象の追加
 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務のうち、奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものの対象に、公立大学法人立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等を追加することとした。

4 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報
 情報の追加
 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報について次のとおり追加することとした。

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	<p>高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立大学法人立又は私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
知事	<p>奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

対する修学支援金の支給
に関する事務であつて規
則で定めるもの

5 知事から教育委員会への特定個人情報提供を行う事務及び特定個人情報の追加

知事から教育委員会への特定個人情報の提供を行う事務及び特定個人情報について次のとおり追加することとした。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
教育委員会	奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつ	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

て規則で定めるもの

- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日
令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県中央子ども家庭相談センターの所管区域の変更
奈良県中央子ども家庭相談センターが行う児童相談所の業務の所管区域から奈良市を除くこととした。
- 2 施行期日
令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 親権を行う児童の範囲の見直し
児童福祉施設の長が親権を行う児童の範囲を満二十歳に満たない者から満十八歳に満たない者に改めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 令和四年四月一日から施行することとした。
 - (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 支援資金の対象となる修学資金の費用の追加
支援資金の対象となる修学資金の費用に、学費（授業料、入学料その他の日本語教育機関における修学に要する費用をいう。）を追加することとした。
- 2 学費に充てる支援資金の額等
 - (1) 学費に充てる支援資金の額は、学費に係る修学資金の額の三分の一の額とすることとした。ただし、当該額が留学生一人につき月額一万六千円を超え

るときは、留学生一人につき月額一万六千円とすることとした。

(2) (1)の支援資金は、毎年度、当該年度においてそれぞれの留学生に要する額を一括して貸与することとした。

(3) (1)の支援資金の貸与期間は、留学生が日本語教育機関において修学する期間（修学に必要なと認められる期間として規則で定める期間を上限とする。）とすることとした。

3 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限の延長

指定障害者支援施設の人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

2 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限の延長

指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備の基準に係る特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。

2 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

1 共益費の徴収等

(1) 知事は、入居者の共通の利益を図るために特に必要があると認める場合は、共益費として、条例に規定する費用のうち規則で定める費用を入居者から徴収することができることとした。

- (2) (1)の共益費の額は、毎年度、共益費に係る施設、設備等の使用の状況、当該公営住宅の入居者数、徴収に要する費用等を勘案して、規則で定めるところにより算出した額とすることとした。
- (3) 知事は、災害により著しい損害を受けたことその他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して、共益費の徴収を猶予し、又はその額を減免することができることとした。
- (4) 共益費は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならないこととした。ただし、指定入居日の属する月の共益費の納付期限は、当該指定入居日とすることとした。
- (5) 月の中途において新たに入居し、又は明け渡した場合におけるその月分の共益費の額は、日割により計算した額とすることとした。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、(1)により知事が徴収する共益費に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 2 指定管理者に行わせることができる業務の範囲の変更
指定管理者に行わせることができる業務に、共益費の収納に関する業務を追加することとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) 令和四年十月一日から施行することとした。ただし、3及び(2)は、公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例で指定する土地の区域の変更
市街化調整区域のうち、開発行為を行うことができる区域として条例で指定する土地の区域は、原則として、次に掲げる区域を含まないこととした。
 - ア 建築基準法に規定する災害危険区域
 - イ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊

危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域

カ 水防法に規定する浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の都市計画法施行規則で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水（同法に規定する雨水出水をいう。）が発生した場合に は建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい 危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

キ アからカまでに掲げる区域のほか、一定の土地の区域として規則で定めるもの

2 条例の規定についての検討

知事は、令和五年度を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとした。

3 施行期日等

(1) 令和四年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 信号機に関する基準の見直し

道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機に、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを追加することとした。

2 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中小企業会館条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県中小企業会館条例（昭和五十三年十月奈良県条例第十二号）は、廃止することとした。

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例

1 前文

奈良県の南部・東部地域は、美しい自然及び景観、豊かな歴史文化等、国内外に誇る魅力ある地域であるとともに、食料、木材、水及びエネルギーの安定的な供給、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、本県が誇る魅力ある生活文化及び歴史文化の継承、県土全体における水害等の自然災害の発生防止、健全な水循環の維持等の重要な役割を担う地域である。

また、奈良県の発展は、南部・東部地域に支えられてきた歴史があり、今後も、南部・東部地域の持続的発展は、県全体の発展のためにも必要不可欠なものである。

しかしながら、南部・東部地域は、若年層の流出による人口の減少及び少子高齢化の進展が他の地域と比較して著しく、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で解決すべき課題を抱えている。

このような状況に対処するためには、南部・東部地域において、県民生活を支える森林環境の維持向上及び水資源の保全を図りつつ、地域資源の活用による人々の交流の拡大、経済の好循環及び脱炭素社会を実現し、持続可能な地域社会を形成していくことを県民共通の目標として、県、市町村、県民等が相互に協力し、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、南部・東部地域の振興に取り組んでいかなければならない。

ここに、県と市町村との協働による南部・東部地域の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、南部・東部地域の振興に関し、基本理念を定め、県と南部・東

部市町村との協働等、県の責務並びに県民及び関係事業者の役割を明らかにするとともに、南部・東部地域の振興に関する施策の基本となる事項等を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、南部・東部地域の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 南部・東部地域 南部・東部市町村が管轄する地域をいう。

イ 南部・東部市町村 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村及び御杖村、高市郡高取町及び明日香村並びに吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村をいう。

ウ 関係市町村 南部・東部市町村以外の県内の市町村であつて、南部・東部地域の振興に係るものをいう。

エ 関係事業者 南部・東部地域の振興に関する事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

4 基本理念

南部・東部地域の振興は、本県において南部・東部地域が果たす役割の重要性を踏まえ、県、南部・東部市町村及び関係市町村、県民並びに関係事業者が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、南部・東部地域における産業の振興、雇用の創出、生活環境の確保及び充実等を図り、これらの目的に沿う拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に取り組むことにより、南部・東部地域の人口の社会減少（人口の流出数が流入数を上回ることをいう。）を抑制し、持続的発展を図ることを旨として、行わなければならないこととした。

5 南部・東部市町村との協働及び関係市町村との連携

(1) 県と南部・東部市町村は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、南部・東部地域の振興について、共通の目標を定め、協働して施策を推進するものとした。

(2) 県は、南部・東部市町村とともに、必要に応じて関係市町村と連携して、

南部・東部地域の振興に関する施策を推進するものとした。

- (3) (1)及び(2)の協働又は連携は、それぞれの主体的取組を尊重して推進するものとするものとした。

6 協議の場の設置

県は、県と南部・東部市町村が協働して実施する施策を効果的に推進するため、南部・東部市町村との協議の場を設けるものとした。

7 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有することとした。

- (2) 県は、南部・東部地域がこれまで県の発展に果たしてきた役割、南部・東部地域の現状及び南部・東部地域の振興に関する施策の重要性について、県民の関心及び理解を深める取組を推進するものとした。

8 県民及び関係事業者の役割

県民及び関係事業者は、基本理念にのっとり、南部・東部地域についての関心及び理解を深めるとともに、南部・東部地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとした。

9 南部・東部地域の振興に関する基本計画

- (1) 知事は、南部・東部市町村と協働して、南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととした。

- (2) 基本計画は、南部・東部地域の現状及び課題を踏まえ、南部・東部地域の振興に関する主要な目標並びに産業の振興及び雇用の創出、住民の福祉の向上及び生活の安定、防災・減災対策の推進、魅力ある地域づくりの推進、デジタル社会の形成の推進等の基本的施策（以下「基本的施策」という。）について定めるものとした。

- (3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、6の協議の場に諮り、当該場において聴取した南部・東部市町村の意見を踏まえるとともに、県民及び関係事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

(4) 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。

(5) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用することとした。

10 基本的施策の実施

(1) 県は、基本的施策の実施に当たっては、6の協議の場を活用する等により、南部・東部市町村との協働に資する措置を講ずるものとした。

(2) 県は、基本的施策の実施に当たっては、基本的施策の分野ごとに、拠点の形成、拠点間の結節の確保並びに必要な人材の育成及び確保に配慮しなければならぬこととした。

11 南部・東部市町村に対する支援

県は、南部・東部市町村が実施する南部・東部地域の振興に関する施策を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとした。

12 財政上の措置

県は、基本理念に基づき南部・東部地域の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

13 施行期日等

(1) 令和四年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良っ子はぐくみ条例

1 前文

全ての子どもは、権利の主体であり、社会を構成する大切な一員である。また、一人一人違う個性を有し、未来を切り拓く^{ひら}限りない可能性を秘めている。子どもは、社会における、多様な経験や様々な人との関わりを通じて、大人から守られているという安心感に包まれることで、自らを大切にされる存在であると感じるとともに、人を思いやる心を培い、安心して健やかに成長していく。しかしながら、核家族化、地域における人間関係の希薄化等に伴い、子どもを見守る力が弱まっていることが、子育て家庭の孤立化及び子育てに関する不安又は負担の増大を招き、不適切な養育につながるなど、子どもが多くの人

から見守られ安全に安心して育つことができる環境が損なわれている。

このような状況に対処するため、私たちは、相互に連携し、協働して、かつ、社会全体で子どものはぐくみに取り組みなければならない。

ここに、本県で育つ全ての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会づくりに取り組むため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携等並びに保護者、県民等及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。

イ はぐくみ 大切に守るとともに、心身を成長させることをいう。

ウ 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び関係団体等（子どものはぐくみに関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。）をいう。

エ 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

オ 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

カ 経済的に困窮している子育て家庭 次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 生活保護法による保護を受けている世帯であつて、要保護者に子どもを含むもの

(イ) 子どもの保護者が児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている家庭

- (ウ) 子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給又は貸付金の貸付けを受けている家庭
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、県、市町村又は関係機関等から経済的支援その他の援助を受けている家庭

4 基本理念

子どもはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないこととした。

ア 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。

イ 科学的知見に基づき、子どもの個性、年齢及び発達程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拡げることができるよう取り組むこと。

ウ 多様な主体が相互に連携を図りながら協力することにより、子どもはぐくみを社会全体で支えること。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 市町村及び関係機関等との連携及び協力

県は、子どもはぐくみに関する施策を最も適切な環境の下で推進するため、市町村及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする事とした。

7 保護者の役割

保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、必要に応じて県、市町村及び関係機関等による支援を活用しつつ、適切な環境において、愛情をもって子どもを養育するよう努めるものとする事とした。

8 県民等及び関係団体等の役割

県民等及び関係団体等は、基本理念にのっとり、子どもはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めるものとする事とした。

9 乳幼児のはぐくみ

(1) 県は、就学前の子どもの生活を取り巻く環境に応じて良質かつ適切な保育

及び教育が提供されるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに地域の実情に応じた施策を講ずるものとすることとした。

- (2) 県は、子どもが自己を大切な存在であると認識し、かつ、他者を尊重する精神を培うことができるよう、芸術、自然等に親しむ機会の提供、乳幼児期からの遊び及び運動の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

10 はぐくみの場の充実

- (1) 県は、子どもが地域において多様な経験を積み重ねることができるよう、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動その他の体験活動の機会及び他の世代との交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

- (2) 県は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが地域において安全に安心して交流し、及び遊ぶことができる場所の確保、学習支援活動等の取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

11 地域における多様な活動を通じたはぐくみ

県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、食事の提供その他の地域における子どものはぐくみに関する活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

12 相互に尊重し合う心を培うはぐくみ

県は、子どもが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合うことができるよう、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備、人材の育成、相談その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

13 子どもの意見の尊重

- (1) 県は、子どもの意見が年齢及び発達に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

- (2) 県は、子どもの抱える不安が解消されるよう、市町村及び関係機関等が適切に連携し、子どもからの相談に対応するための環境の整備その他の必要な

施策を講ずるものとした。

14 男性の育児参画の促進

県は、男性の育児参画を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、県民等に対する啓発、男性に対する必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

15 社会全体によるはぐくみ

県は、県民等及び関係団体等の自主的かつ積極的な子どものはぐくみを推進し、社会全体で子どものはぐくみに取り組む気運の醸成を図るため、市町村と連携し、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとした。

16 子育て家庭に対する経済的支援等

(1) 県は、経済的に困窮している子育て家庭の経済的な負担の軽減及び経済的自立を図るため、各種の給付金の支給、貸付金の貸付けその他の経済的支援、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、経済的に困窮している子育て家庭の保護者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発及び向上の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

17 母子家庭等に対する生活上の支援

(1) 県は、母子家庭等の保護者の職業生活と家庭生活の両立を図られるよう、市町村及び関係機関等と連携し、生活上の支援を行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、母子家庭等の子どもの健やかな成長に必要な養育に要する費用の支払並びに父又は母と子どもとの面会及びその他の交流が適切に実施されるよう、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

18 体罰によらない子育ての推進

県は、体罰を加えることのない子育てを推進するため、市町村と連携し、県民等及び関係団体等に対する啓発、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとした。

19 児童虐待の予防等

(1) 県は、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援に資するよう、保護

者に対する指導、市町村及び児童相談所における相談支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

- (2) 県は、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係機関が速やかに情報の交換その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるとともに、市町村が協議会を設置する場合にあっては、その円滑な運営の支援その他の必要な措置を講ずるものとした。

20 社会的養護が必要な子どものはぐくみ

県は、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもの健やかな成長に資するよう、児童養護施設、里親等の役割に関する理解の促進、社会的養護を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとした。

21 子育て家庭に対する包括的な支援体制

県は、子育て家庭が抱える様々な課題について、その実情に即した解決を図るため、市町村及び関係機関等が、支援を必要とする子育て家庭に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとした。

22 実施計画の策定

- (1) 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならないこととした。
- (2) 知事は、実施計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。
- (3) 知事は、実施計画を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。
- (4) (2)及び(3)は、実施計画の変更について準用することとした。

23 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、実施計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとした。

24 財政上の措置

県は、基本理念に基づき子どものはぐくみに関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとした。

25 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例

1 前文

日本の社会保障は、人々の生活の安定を損なうおそれのある課題を想定し、その解決を目的として、現金給付及び福祉サービスその他の現物給付を行うという基本的な方針の下で、量的拡充及び質の向上を実現してきた。

特に、社会福祉の分野では、家族がその構成員を支えることを重視しつつ、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉等の分野ごとの制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった。

しかしながら、近年の人口の減少及び少子高齢化による家族がその構成員を支える関係及び地域住民相互の関係の希薄化等の地域社会の持続性に関する課題の増加並びに雇用形態の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、個人や世帯が生活において抱える課題が多様化し、従来の分野ごとの制度のみでは一人一人に寄り添ったきめ細かな支援が困難な状況が生じている。

このような状況を踏まえ、奈良県では、市町村、関係機関等と連携し、困りごとを抱える人に寄り添い伴走する意識を基盤とし、地域の多様な人的及び物的資源を最大限活用して、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として包摂される日本一福祉の進んだ地域を目指すものである。

ここに、地域福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域福祉の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、県民が相互に尊重し合いながら、社会に参加し、支え合う地域福祉（地域における社会福祉をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに

に、地域福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図り、もって県民が相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 地域生活課題 社会福祉法（以下「法」という。）に規定する地域生活課題をいう。

イ 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

ウ 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

4 基本理念

地域福祉の推進は、県民及びその世帯が、多様かつ複合的な要因により地域生活課題を抱え、必要とする支援等が多様化していることを踏まえ、県、市町村及び関係機関等がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、当該地域生活課題の把握を積極的に行い、必要な支援等を総合的かつ継続的に行うことにより、県民が地域社会において孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、及び共生する地域社会の実現に資するよう行わなければならないこととした。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民及びその世帯が抱える地域生活課題に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、必要な地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 市町村及び関係機関等との連携及び協力

(1) 県は、市町村及び関係機関等が地域福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、地域福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとした。

(2) 県は、地域福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及

び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。とした。

7 奈良県地域福祉計画

知事は、地域福祉の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために規定する都道府県地域福祉支援計画を定めるものとする。とした。

8 包括的な支援体制の整備の促進

(1) 県は、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るために掲げる体制の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。とした。

ア 地域生活課題を抱える県民（他の県民及びその世帯の地域生活課題を把握した県民等を含む。）が、市町村及び関係機関等に対し、支援及び協力を求めることができる体制

イ 市町村及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制

ウ 市町村及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする県民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制

エ 県民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制

(2) 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、(1)の施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。とした。

9 人材の確保等

県は、市町村及び関係機関等と連携し、地域福祉の推進を継続的に担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。とした。

10 県民等の理解の増進

県は、地域福祉の推進の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。とした。

11 市町村地域福祉計画の策定支援

県は、市町村が法に規定する市町村地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置

を講ずるものとする事とした。

12 協定の締結等

- (1) 県は、地域福祉に関する施策の効果的な推進を図るため、市町村と協定を締結することができる事とした。
- (2) 県は、(1)により締結した協定に基づき市町村が実施する施策について、助言その他の必要な支援を行うものとする事とした。

13 財政上の措置

県は、基本理念に基づき地域福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

14 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

1 前文

日本におけるこれまでの雇用は、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、就業時間及び就業場所を硬直的に定め、事業者が人材を育成する、いわゆる日本型雇用の考え方及び仕組みに基づき行われてきた。

日本型雇用は、高度経済成長を支えたが、労働者が自らのライフステージの変化、人生設計等に応じた形態で就労することや、離職した後に再び就労し活躍すること等、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率な使用の一因にもなってきた。また、近年では、人口の減少、少子高齢化、過疎化、情報化等の急激な進展に伴う雇用環境の変化も著しく、労働力の地域偏在に拍車がかかっている。

このような雇用情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、事業者が人材を育成する等の従来の日本型雇用から、地域において、人材を育成し、多様な人材が自らの適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用へ、これまでの雇用についての考え方及び仕組みは変化しなければならない。

ここに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、本県における雇用に関する様々な施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携することにより、日本型雇用に代わる地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策の基本的な事項を定め、雇用についての考え方及び仕組みの革新を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、多様な人材が希望に応じて就労することができるよう地域の雇用環境の整備を図り、もって地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とするものとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア ライフステージ 結婚、育児、介護その他の個人を取り巻く環境に応じて変化するそれぞれの人生の段階をいう。

イ リカレント教育 教育機関又は教育関係事業者（以下「教育機関等」という。）が提供する学び直しのための教育を受けること並びに職業訓練その他の職業能力を開発し、及び向上させるための教育を改めて受けることをいう。

ウ 実学教育 高等学校等における産業界との連携による実践的な教育をいう。

エ 関係団体等 産業関係団体、金融関係団体、労働関係団体、社会福祉関係団体その他の求職者若しくは労働者又は事業者を支援する団体その他関係者をいう。

4 基本理念

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策は、地域において、多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ライフステージ、生活様式等にに応じて自らの希望する職業及び働き方

により就労し、離職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、人口の減少、少子高齢化等の急激な進展に伴う我が国の雇用情勢の変化に適切に対応し、これまでの雇用についての考え方及び仕組みを変化させ、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるの認識の下、推進しなければならないこととした。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 事業者の役割

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援についての理解を深めるとともに、従業員の募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上、リカレント教育の機会を提供する教育機関等との連携及び協力その他の多様な人材がその有する能力を有効に発揮して活躍するための取組を行うよう努めるものとした。

(2) 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて働くことができるよう、多様な人材がそれぞれの特性に応じた働き方を実現することができる職場環境の整備に努めるものとした。

(3) 事業者は、基本理念にのっとり、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する支援その他の再就職に関する支援を行うことにより、その職業及び生活の安定を図るよう努めるものとした。

(4) 事業者は、基本理念にのっとり、実学教育を行う高等学校等と連携し、及び協力するよう努めるものとした。

7 関係団体等の役割

関係団体等は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村と連携して地域における多様な人材の育成並びにその希望に応じた就労の促進及び再就職の支援に

努めるものとする事とした。

8 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、地域におけるリカレント教育等による職業能力の開発及び向上、就労並びに再就職の重要性についての理解及び関心を深めるよう努めるものとする事とした。

9 地域における多様な人材の育成

(1) 県は、多様な人材が職業に対する興味を養い、かつ、理解を深めることができるよう、学齢期からその発達段階に応じて、幅広い分野の職業に触れる機会及び就労に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

(2) 県は、多様な人材の職業能力の開発及び向上を図るため、実学教育の内容の充実、リカレント教育の機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

(3) 県は、地域における人材の不足を解消するため、関係団体等と連携し、人材が不足する産業分野並びに新たな産業及び技術を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

10 地域における就労の促進

(1) 県は、多様な人材が自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて主体的な職業選択を行うことができるよう、実習、就労体験等の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

(2) 県は、地域における多様な人材の就労を促進するため、それぞれの希望、地域の実情等に応じて、就労並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、就労のあっせん並びに職場への定着までの支援を一体的に実施するための体制の充実を図るものとする事とした。

(3) 県は、多様な人材が円滑に就労を進めるために生活上の支援の必要があると認めるときは、市町村及び社会福祉協議会その他の生活支援を行う団体と連携し、相談、助言その他の支援を行うものとする事とした。

(4) 県は、事業者における多様な人材の適正かつ円滑な雇用を促進するため、多様な人材の特性に応じた活用、労働環境の整備等のための施策を推進するとともに、事業者に対する相談、情報の提供、助言その他の支援を行うもの

とすることとした。

(5) 県は、多様な人材が生活との調和を保ちつつ自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じてその能力を有効に発揮して活躍することができるよう、テレワークその他の柔軟な働き方を実現するための環境の整備の支援その他の必要な施策を講ずるものとした。

11 地域における再就職の支援

(1) 県は、地域において多様な人材が再就職することができるよう、それぞれの離職に至った事情、能力、経験等を踏まえて、再就職並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、再就職のあっせんその他の支援を行うものとした。

(2) 県は、地域において多様な人材が円滑に再就職することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとした。

12 国、市町村及び関係団体等との連携及び協力

県は、9から11までに定める地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策の推進に当たっては、国、市町村及び関係団体等と連携し、及び協力するものとした。

13 協議の場の設置

(1) 県は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けるものとした。

(2) 県は、(1)の協議の場において、地域における雇用に関する情報を共有するとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援が地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するとの認識を共有するよう努めるものとした。

14 財政上の措置

県は、基本理念に基づき地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

15 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況を取りま

とめ、公表するものとした。

16 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

1 趣旨

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく制限の付加については、この条例の定めるところによることとした。

2 境界線の明示

都市計画区域内における畜舎等の敷地と道路の境界線は、塀、帯状のコンクリートその他これらに類するもので明示しなければならないこととした。ただし、当該境界線が側溝等で明らかである場合は、この限りでないこととした。

3 崖に近接する畜舎等

(1) 高さが二メートルを超える崖（宅地造成等規制法施行令に規定する崖をいう。以下同じ。）に近接する畜舎等は、崖の上のものにあつては崖の下端から、崖の下のものにあつては崖の上端からその崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならないこととした。

(2) (1)は、次のいずれかに該当する畜舎等には、適用しないこととした。

ア 都市計画法の規定による工事の完了公告のあつた土地における畜舎等又は宅地造成等規制法の規定により、宅地造成工事が同法の規定に適合していると認められた土地における畜舎等

イ 建築基準法（以下「法」という。）に規定する検査済証の交付を受けた擁壁が設置された崖に近接する畜舎等

ウ ア及びイに定めるもののほか、擁壁の設置、崖の土質の状況等により畜舎等の安全上支障がない土地における畜舎等

4 屋根

防火地域、準防火地域及び法の規定に基づいて指定する区域以外の区域においては、一定の規模以上である畜舎等の屋根の構造は、建築基準法施行令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととした。た

だし、畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを有する畜舎等については、この限りでないこととした。

5 敷地の路地状部分の幅員

(1) 都市計画区域内にある床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等があるときは、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地が路地状部分によつて道路に接する場合におけるその路地状部分（二以上の路地状部分で接する場合は、少なくとも一の路地状部分。以下同じ。）の幅員は、四メートル以上としなければならないこととした。

(2) (1)は、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めた畜舎等については、適用しないこととした。

(3) (1)の路地状部分は、有効に保持しなければならないこととした。

6 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。